



一人でも多く、一度でも多くの
笑顔を増やすお手伝い

暮らしの中にある身近な法律相談

司法書士法人・行政書士
鈴木総合法務事務所

Judicial scrivener corporation - Administrative scrivener Suzuki General Legal Office



もくじ

代表ごあいさつ·····	P2
なぜ、私が司法書士を志したのか。·····	P3
業務内容・事務所概要·····	P5
知らないと損する！相続で失敗した例とは？·····	P7
相続発生前に対応しておきたいことは？·····	P8
遺言書が必要な方の例についてのチェックリスト·····	P12
お一人さまの生前・相続対策とは？·····	P13
相続発生後に対応しておきたいことは？·····	P15
相続発生後の手続きチェックリスト·····	P18

代表ごあいさつ



司法書士法人・行政書士
鈴木総合法務事務所 代表
鈴木陽介

現在、世の中にはたくさんの法律があります。しかし法律とはそれほど簡単なものではありません。法律を知らないために失敗したり、納得いかないけれど諦めるしかなかったりすることがあります。

知っている人だけが得をして、知らない人が損をしてしまう。それでは不公平です。だからこそ私たちのような司法書士が、身近な法律家としてサポートしなければならないと思っています。弊所では、長年にわたる司法書士業務経験のもと、あらゆる法的手続きのご依頼とご相談に応じ、適切なアドバイス、解決策をご提供させていただいております。また、弊所が掲げる「一人でも多く、一度でも多くの笑顔を増やすお手伝い」を実現するため、取り扱い業務の幅を広く持ち、しっかりと研修を受けたスタッフを有しております。

私たちは、法律のプロですが専門用語を使わず、みなさまと視線を同一にし、わかりやすい説明を心がけております。また、迅速な業務遂行かつ丁寧な接客に取り組み、「あの事務所に頼んでよかった」と思っていただけるよう、お客様にとっての最善を追求し続けて参ります。誰でも気軽に相談できる街の“よろずや”的な感覚でご相談ください。

なぜ、私が司法書士を志したのか。

私は高校を中退しており、ただ漠然と「社長になろう」と思い、これまで、ペンキ屋、鉄筋屋、ピザデリバリー、ラーメン屋、建築板金、スナック、メンズバー、車屋、とび職、テレフォンアポインター、ビル清掃、家庭教師、サッカーコーチ等、計22社・15種類以上の様々な職業を経験してきました。何度も転職を繰り返した後、教師になるため、大検を受け、大学に入学しました。在学中に、行政書士の資格を取得したことを機に、司法書士になろうか、教師になろうか悩んでいました。そんな私にとって大きな転機になったのが、父が経営している司法書士事務所に体験入所したことです。

ある時、70代のご夫婦が、借金の整理に関わるご相談に来られました。そのとき返済に悩んでいたご夫婦から話を聞いたうえで、父は「もう心配しなくていいからな。ずっと返済が大変やったね。よくがんばったな」とやさしく声を掛け、ご夫婦もひと安心されたようでした。「手数料はどうしたらええんやろ?」とご夫婦から尋ねられた際に父は「そやけど、あんたら、お金ないやろ?」と問い合わせました。そうすると「そーやなあ、おじいさん私らお金ないなあ」と奥様が返事し、父は、「それやったら、払える分だけ、ちょっとずつ払ってくれたらいいからな」という話になりました。

その一連のやりとりが、ほのぼのとしていて、見ていた私は気持ちが温かくなりました。同時にこの体験を通じて、司法書士とは人を助ける仕事であり、大げさに言えば「人生すら変えられる仕事ではないか」そう実感したのです。教員になるための単位はほとんど取得しており、残すは教育実習のみという時期でしたが、教師になることをやめ、司法書士になることを決めた次第です。



もっと笑顔を増やしたい。

司法書士になってからの私は、仕事を通じて「もっと、笑顔を増やしたい」との思いが強くなっています。そのきっかけとなったのが、入所してから担当した債務整理です。債務整理とは、借金を減額したり、支払いに猶予を持たせたりすることにより、借金のある生活から解放する手続のことです。

今ではCMがたくさん流れていますが、当時の債務整理は手間がかかり、誰もやりたがらない仕事でした。その一方で、苦労して手続きした結果、ご依頼された方からとても喜ばれました。「こんなに喜ばれるなら、もっとがんばろう!」と奮起し、数多くの債務整理の仕事をこなし、依頼された方の笑顔がどんどん増えていました。

現在、弊所の理念として「法務で人々を幸せに」を掲げています。実はこの理念、「一人でも多く、一度でも多くの笑顔を増やしたい」との思いがベースとなっています。さらに想いをカタチにするためには、地元の人々から必要とされる「地域NO.1事務所」を目指すべきだと考えています。

これからも「笑顔を増やしたい」との思いに変わりはありません。ご依頼いただく方にご満足いただけるよう、迅速・丁寧な仕事を心掛けつつ、全力でサポートして参ります。

業務内容

相続関係	終活支援 見守り契約、財産管理等委任契約、死後事務委任契約、任意後見など
成年後見 法定後見・保佐・補助開始申し立て及び就任など	遺産承継業務 預金、保険、株式等の名義変更・相続手続きなど
不動産登記 所有権保存、所有権移転、抵当権設定・抹消など	商業登記 株式会社・法人設立、役員変更、合併増資、本店移転など
借金問題 任意整理、自己破産、個人再生、過払い金返還請求など	離婚 離婚協議書の作成、離婚・養育費に関する調停申立手続きなど
裁判手続き 民事訴訟代理、裁判所提出書類作成など	その他 顧問業務、各種契約書作成、内容証明その他文書作成、各種許認可申請など

弊所では、他士業（弁護士・税理士・土地家屋調査士・社会保険労務士・宅建士など）や他の専門家など多数のネットワークを有しております。司法書士・行政書士の専門分野ではない案件でも、お気軽にお問い合わせください。

事務所概要

代表	鈴木 陽介 (司法書士・行政書士)
所在地	〒515-0045 三重県松阪市駅部田町 1609番地7
TEL	0598-23-4638
営業時間	月曜～金曜日 9:00～17:30
所属団体	三重県司法書士会、三重県青年司法書士協議会、全国青年司法書士協議会、三重県行政書士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、一般社団法人日本財産管理協会、松阪青年会議所OB会、松阪商工会議所



相談室



会議室



1F 事務室



応接室

知らないと損する！相続で失敗した例とは？

弊所にご相談いただいた案件では、相続に関してご家族やご親族の間で、数々の失敗やトラブルに見舞われたケースがあります。しかし、そのほとんどは知ってさえいれば回避できることばかりです。ここでは、ほんの一例ですが紹介します。

遺言書を書かなくて失敗した例

あまりピンとこないから…。死後のことについて書くなんて縁起でもない…。理由はどうあれ、思った以上に遺言書を書いてない方がいらっしゃいます。しかし、遺言書を残さなかつたことで、さまざまな問題が起きることをご存知でしょうか？ 弊所で扱った中には、こんな例がありました。お子様のいない叔母が、甥に対して「いずれ、私の土地をあげるね」と口約束をしました。しかし、叔母が認知症になってしまい、土地の名義変更の登記ができなくなってしまいました。他にも、再婚した方のケースもあります。前妻と後妻、それぞれにお子様がいらしたのですが、ご自身が希望するお子さまに遺産を相続させることができませんでした。これらのケースは、ご自身の思いをはっきりと反映した遺言書を残しておけば、相続をスムーズに進めることができます。もちろん、単純に書くだけではなく、紛争を予防できるアレンジを加えることも必要です。

遺言書を書いたけど失敗した例

その一方で、せっかく遺言書を書いたにも関わらず、相続がうまくいかなかつたケースもあります。その原因は遺言書が、「直筆でない」「日付がない」など、法律では認められない内容だったことにあります。その結果、思い通りに遺産相続ができないばかりか、家族や親族の間で争うことにつながっています。遺言書を書いたから安心。そう思わず、司法書士など法律の専門家に確認すれば、よりベストなものとなります。

相続手続きが遅れたことでトラブルになった例

相続でのトラブルでよくあるのが、「相続の手続きが遅れた」ケースです。弊所にて対応させていただいた中には、相続手続きを長年放っておいたため、相続人の数が増えてしまった方がいらっしゃいました。そのため、話し合いが難航し、收拾がつかない状態に。ときには、相続争いにつながってしまったことがあります。

これらのトラブルを回避するには、事前に相続についての情報を知っておくことが大きなカギになります。これを機に、ご自身に関わる相続について関心を高めておきたいものです。そこで次ページから相続に関して「どんな対応をしたらいいのか？」について解説いたします。

相続発生前に対応しておきたいこととは？

相続で知っておきたいのが、「相続発生の前後」で対応の方法が変わってくることです。そこでまずは、相続の発生前に対応しておきたいことを紹介します。

お元気なうちにしておきたいこと

- 家族構成をまとめておく（相続人及び影響がある方を確認する）
- すべての財産をできるだけ洗い出しておく
(現金、預貯金、土地、建物、株式、有価証券、社債、自動車、ゴルフ会員権、貴金属や絵画、保険など様々なものを漏れなく確認)
- 借金などの債務がある場合、それらについても確認しておく
- 判断能力がなくなったとき、誰がどうやって財産管理をするか話し合う

お元気なうちに検討しておきたい法的な対策の例

- 遺言書の作成
- 生前贈与
- 家族信託
- 後見制度等の利用 (P13ページ参照)



では次のページから、**相続発生前に検討しておきたい法的な対策**について具体的に解説いたします。

遺言書を書いておく。

この先、いつ何が起こるかは誰にもわかりません。遺言書があれば、万が一のことがあった場合、ご自身の意思を反映することができます。だからこそ、もしものことがあったときに備え、遺言を作成しておくことをオススメします。

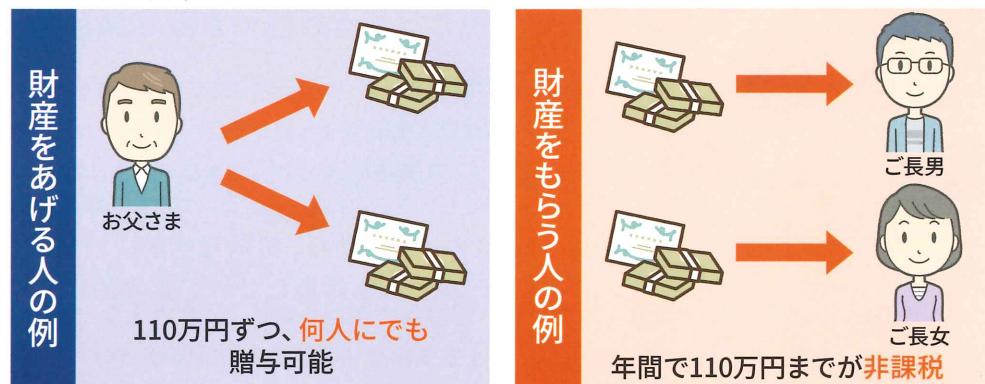
特に財産に関しては、ご自身の意思のもと、「誰に何をどのように残すか」をはっきりと明記しておくことです。結果、残された家族間のトラブルを防ぐことができます。ただし、遺言書はひとつ間違えると、法律上、遺言として認められないこともあります。また、様々なアレンジを加えることによって、いろんなリスクを回避する遺言を作成することができます。作成方法については、弊所にお気軽にご相談ください。

なお、P12に「遺言書が必要な方の例についてのチェックリスト」を掲載しています。ぜひ、ご確認ください。

生前に贈与する。

元気なうちに、ご自身の財産を贈与しておくのも方法の一つです。遺言書で財産に関する意思をはっきりと記せますが、自分の意思どおり実現したかどうかはご自身で確認することはできません。あらかじめ家族や親族に財産を譲っておけば、ご自身に「もしも」のことがあった場合、相続争いが起きる可能性を無くす、又は軽減することができます。また、認知症などにより、判断能力が無くなってしまった場合、相続が発生するまでの間に贈与することが出来なくなるケースがありますので、こちらについても注意が必要です。

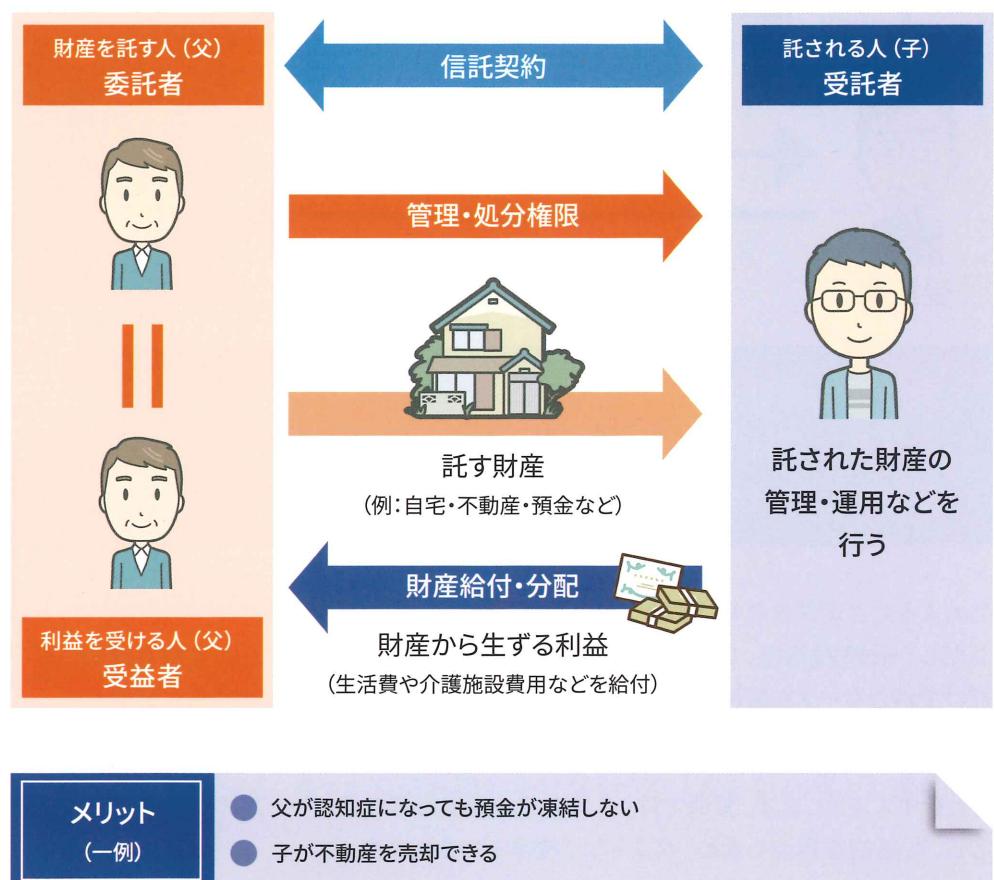
なお、今のうちに財産を贈与しておくことで、遺産全体の金額を下げる、相続税対策をすることも可能です。(その他具体的な相続税対策については税理士を紹介させていただきます。)

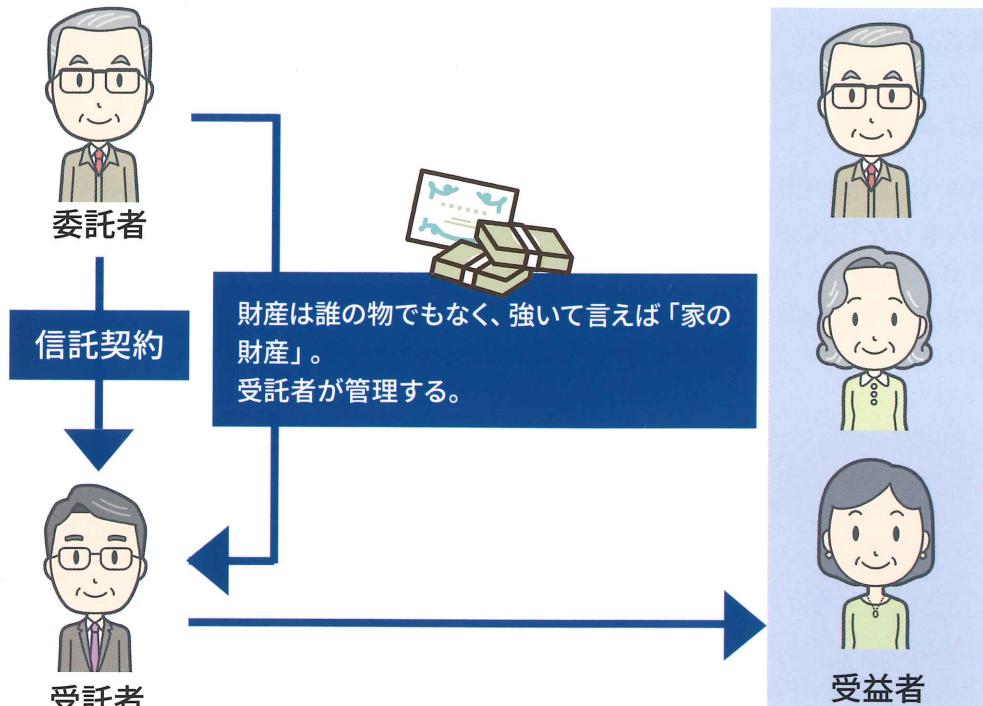


家族信託の契約をする。

遺言は、遺言者が亡くなった時に効力が発生しますので、生前のことを遺言でカバーすることは出来ません。認知症などにより、判断能力が無くなってしまった場合に備える対策の一つに、家族信託があります。

例えば、親と子供が家族信託の契約をし、その後、親が認知症になって判断能力が無くなったとしても、子供が財産の管理や処分を継続していくことができます。そのため、不動産を子供の判断によって売却をしたり、資産活用・相続税対策を行うことができます。生前の財産管理ができるという点が、遺言に比べた場合の家族信託のメリットです。また、遺言では出来ない様々な財産の残し方が出来るのも家族信託です。





委託者…信託を設定する人

受託者…信託財産の管理などをする人

受益者…信託の利益を受ける権利を有する人

このようにさまざまな相続対策をしておくと、後々のトラブル回避につながります。ただし、相続対策は、ご家族や親族の関係によって異なります。遺言書を残しておくだけで済むケースもあれば、すぐに生前贈与した方がいいケースも考えられます。

より万全の相続対策をするのであれば、まずは司法書士などの法律の専門家に相談されることをオススメします。弊所では、これまでの経験を踏まえつつ、ご家族の構成や状況に応じ、将来的な視点も含め、ベストなご提案をいたします。

遺言書が必要な方の例についてのチェックリスト

※あくまで一例です。

- 会社、家業、農業経営者
- 地主、複数の不動産所有者
- アパート・マンションなどの賃貸物件を所有している
- 借入金がある
- 相続税を心配している
- 財産の大半を配偶者に残したい
- 妻や子たちの実態に見合った遺産の分け方を決めておきたい
- 自宅など財産が分けにくい
- 子のない夫婦
- 配偶者・子がない
- 再婚で先妻の子・後妻の子がいる
- 子供達の仲が悪い
- 経済的に援助したい子がいる
- 障害のある子や病弱な家族がいる
- 相続人以外の人にも遺産の一部を与える
- 葬儀などの主宰者を指定しておきたい
- 社会のために寄付をしたい
- 相続手続につき、妻・子らに負担をかけないよう「遺言執行者」を指定し、安心しておきたい

お一人さまの生前・相続対策とは？

お子さまや配偶者がいない、又は遠方に住んでいるなどの「お一人さま」も、以下のような相続対策があります。今から備えておけば、この先の安心が確保できます。

もちろん「お一人さま」以外の方でも、ご利用いただけます。

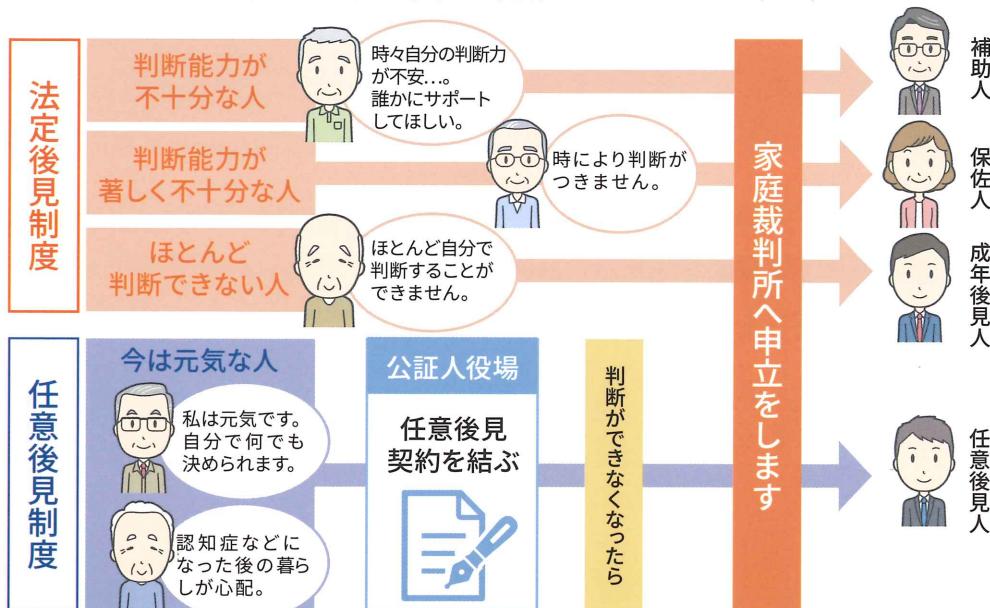
お一人さまの相続などに備える法律リスト

全てご本人に判断能力があるときにしか利用出来ません！

1.任意後見契約

今は元気だけれど、将来は認知症になってしまうかも・・・という不安に備えるしくみです。具体的には、後に認知症になるなど、判断能力が低下してしまったときに、任意後見人をつけるといったものです（任意後見監督人の選任）。この契約では、自分が選んだ人に任意後見人になってもらえるよう、前もって契約しておくことが出来ます。

なお、任意後見契約においては、任意後見人を誰にするか、どこまでの後見事務を委任するかは、話し合いで自由に決めることが出来ます。任意後見に対する他の後見制度としては「法定後見」がありますが、財産を任せせる人をご自身で選べないことが多いため、状況により任意後見の利用をオススメしております。



2.財産管理等委任契約(任意代理契約)

今すぐ財産管理等を開始してもらいたい場合に有効な契約です。例えば、足が不自由になり、支払いのため銀行に行くことが難しくなった場合などに利用します。契約期間中は、判断能力があることが必要です。多くの場合、判断能力が低下した場合は、任意後見に移行します。

3.見守り契約

支援する人が、ご本人と定期的に面談や連絡をとり、任意後見をスタートさせる時期を相談し、判断してもらう契約です。

見守り契約をすることによって、定期的に本人と支援する人の意思疎通が可能になるため、任意後見の契約をしてから何年もの間、本人と会わないといったケースを防ぐことができ、信頼関係を継続させることができます。

4.死後事務委任契約

人が死亡すると、葬儀の主宰、役所への行政手続き、病院代等の清算、年金手続き、クレジットカードの解約など、様々な事務手続きが発生します。この契約は、第三者に対し、ご自身が亡くなった後のそれらの諸手続きについて頼んでおく契約です。

5.遺言書の作成

ご自身の財産を誰に相続させるのか？誰にあげるのか？などを決めておくと安心です。

記載方法や作成方法は様々ですので、最善の方法を考慮して作成していただくことをオススメしております。



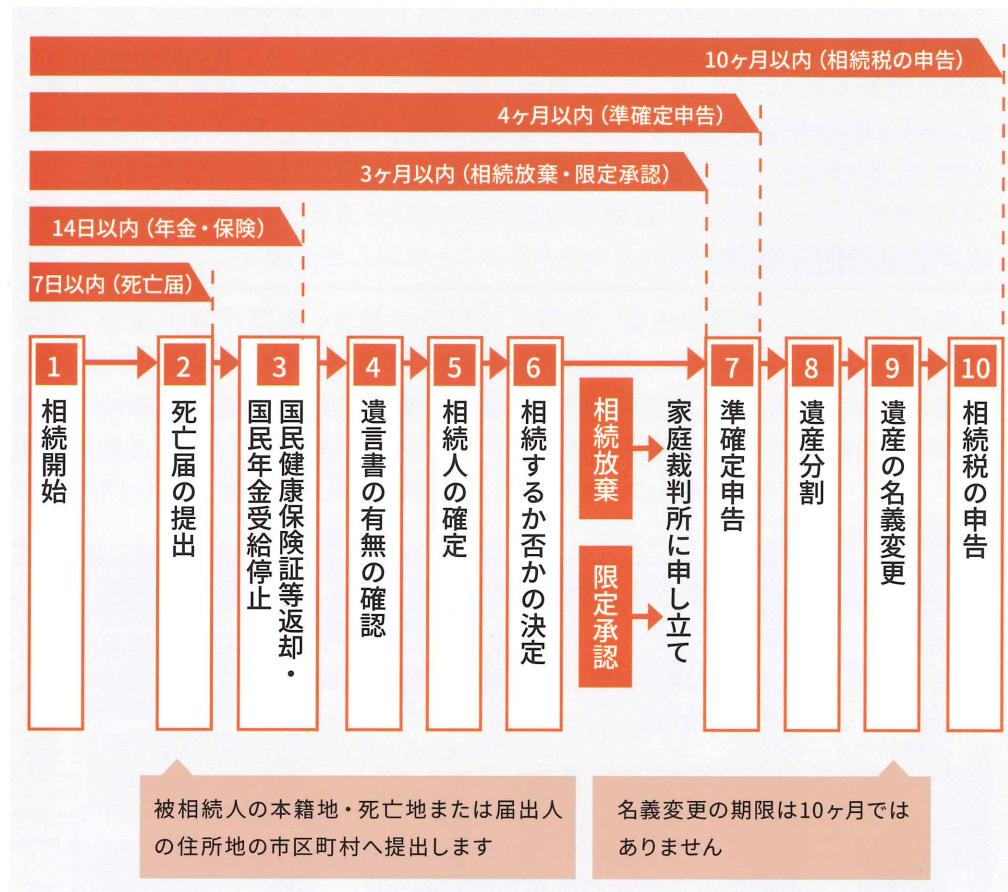
セキュリティールーム

遺言書は、重要書類保管用のセキュリティールームにて保管させていただきます。

相続発生後に対応しておきたいことは?

次にご紹介するのは、相続が発生した後の手続きです。以下のように何かと手続きがありますが、その中でもポイントになるものとして、相続登記や遺産分割、相続放棄があげられます。

相続手続きの流れ



相続登記をする。

相続が発生した場合、または不動産の名義が亡くなった方のままになっている場合には、なるべく早く相続登記をしておくことをオススメします。もし、そのまま長期間経過すると、さまざまなトラブルが起こります。例えば…

- ・相続人全員を探そうとしてもなかなか見つからない。
- ・さらなる相続が発生し、相続人が増え、話し合い(遺産分割協議)がまとまらない。
- ・不動産を売却できない。
- ・今は相続人全員が元気でも、認知症などを発症する方が現れると遺産分割協議が困難に。
- ・亡くなった方に関する必要書類が揃わない。
- ・不動産を担保にした融資が受けられない。

こうしたケースがあると手続きが大変になるばかりか、場合によっては、相続人同士でモメる可能性が増えてしまうこともあります。もし、まだ相続登記を行っていない不動産があれば、今のうちに相続登記をされることを**強くオススメします**。

遺産分割のため話し合いをする。

いざ相続登記をすることになったとき、遺言書がないようであれば、早めに相続人全員で遺産の分け方につき話し合いをしましょう。もし放っておけば、相続人全員または一部に対し、不動産に関わる税金の支払いを求められたり、所有者の管理責任を問われる等、面倒なことが起こります。

さらに、相続人全員での話し合いが済んだら、決めたことを必ず書面(遺産分割協議書)にしておきましょう。このとき相続人全員が署名・実印にて押印をし、印鑑証明書も一緒にとじておきます。この文書があれば、後々「言った言わない」など、争いを防ぐことにつながります。

相続放棄をする。

例えば、家族が膨大な借金を残して亡くなった場合など、明らかに「プラスの財産」を超える「マイナスの財産」を相続することもあり得ます。そんな場合、一つの手段として知っておきたいのが「相続放棄」です。

「相続放棄」をすることで、プラス・マイナスのすべての財産を放棄することになり、借金返済をする義務がなくなります。ただし、原則、相続開始後、自己のために相続があったことを知ったときから、3ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなければなりませんのでご注意ください。

相続について簡単な解説をしましたがいかがでしたでしょうか? そうはいっても、いざ相続に関わることになったら、「どう進めたらいいのだろう」と思う方もいらっしゃるでしょう。そんなときは、弊所にお気軽にご相談ください。相続人の調査や遺産分割協議書などの書面の作成、相続登記まで、しっかりとサポートいたします。



☑ 相続発生後の手続きチェックリスト ※一例です。

手続き		確認欄	提出先・お問い合わせ先	相談先
死亡時の届け出	死亡届の提出		市区町村役場	一
	死体火(埋)葬許可証交付申請			
	住民異動届出(世帯主変更届出)の提出			
各種請求と解約手続き	埋葬料・葬祭費の請求		市区町村役場又は社会保険事務所	一
	高額医療費の請求			
	公的年金の請求			
	生命保険金の請求		生命保険会社	
	死亡退職金の請求		勤務先	
	公共料金の解約		電気・ガス・水道会社	
	電話の解約		NTT	
	クレジットカードの解約		カード会社	
	NHKの名義変更		NHK	
	運転免許証の返却		警察署	
相続人の調査	パスポートの返却		パスポートセンター	一
	国民健康保険証の返却		市区町村役場	
遺言書の検認	シルバーパスの返却			
			関係者の本籍地の市区町村役場	司法書士等
遺産の調査			家庭裁判所	司法書士等
公正証書遺言の調査			公正役場	司法書士等
相続の放棄・限定承認			家庭裁判所	司法書士等
準確定申告	準確定申告		税務署	税理士
	青色申告承認申請書			
遺産分割			一	司法書士等
遺産の名義変更	不動産		法務局	司法書士
	預貯金		金融機関	司法書士等
	有価証券		証券会社	司法書士等
	自動車		陸運局	行政書士
	住宅ローン		金融機関	司法書士等
相続税の申告			税務署	税理士
借金の整理			一	司法書士等



終活、相続についての対策方法収録

3つのチェックリスト

- 遺言書が必要な方の例についてのチェックリスト
- お一人さまの相続などに備える法律リスト
- 相続発生後の手続きチェックリスト



〒515-0045

三重県松阪市駅部田町1609番地7

TEL:0598-23-4638

FAX:0598-26-4658

Mail:SSH@suzuki-legaloffice.com

HPはこちら

